

第1章 長岡市環境基本計画の概要及び進行管理

1 環境基本計画の概要

市では、良好な環境を保全・創造し、将来世代に引き継ぐための基本的な方向を定めるため、平成8年2月に「長岡市環境基本計画」を策定しました（目標期間は、平成8年度から17年度までの10年間）。

平成14年度には、社会情勢の変化等を考慮して計画の見直しを行い、平成15年3月に「長岡市環境基本計画改訂版」を策定しました（目標期間は、平成15年度から19年度までの5年間）。

その後、深刻化する地球温暖化問題への対応や市町村合併等を踏まえ、平成20年3月には「長岡市環境基本計画第3次計画」（以下「第3次計画」と表記）を策定しました（目標期間は、平成20年度から29年度までの10年間）。

平成20年度以降は、この第3次計画に沿って様々な環境施策を進めています。

2 計画の進行管理

「長岡市環境基本計画」に掲げられた施策の推進には、進行管理が極めて重要です。市では以下のような方法で計画の進行管理を行っています。

(1) 環境審議会等による進行管理

ア 環境審議会の開催

環境審議会(委員15名)において、「長岡市環境基本計画」の改定や「環境に関する年次報告書」などについて審議をしています。

イ 環境調整会議の開催

市の内部組織である環境調整会議において、「長岡市環境基本計画」などについて全庁的な総合調整を行っています。

(2) 年次報告書の公表

「長岡市環境基本条例」に基づいて、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況をまとめた「環境に関する年次報告書」を毎年作成し、公表しています。

施策の体系図

基本理念	大項目	中項目	小項目	本文掲載ページ	
良好な環境の将来世代への継承	環境施策	1 地球環境にやさしい循環型のまちをめざして	111 地球温暖化の防止	4	
			112 オゾン層の破壊防止	9	
			(1) 地球環境問題への取り組みの推進	113 酸性雨(雪)対策	9
			114 森林の減少対策	10	
			115 広域的、国際的な取り組み	10	
			(2) 廃棄物の減量とリサイクル	121 廃棄物の排出抑制	12
		122 リサイクルの推進	13		
		(3) 省資源・省エネルギー対策	131 省資源対策	17	
		132 省エネルギー対策	18		
		2 環境汚染のない安全なまちをめざして	(1) 大気汚染・悪臭の防止	211 自動車排出ガス対策の推進	21
			212 工場等発生源対策の推進	23	
			213 大気監視体制の充実	25	
	(2) 水質汚濁の防止		221 生活排水・事業場排水対策の推進	30	
	222 化学物質対策の充実		31		
	223 河川の水質浄化対策の推進		33		
	224 水質監視体制の充実		34		
	(3) 土壌環境の保全		231 土壌汚染監視体制の整備	36	
	232 地盤沈下防止対策の推進		36		
	(4) 静けさの保持		241 交通騒音対策	41	
	242 近隣騒音対策		44		
	243 工場等の騒音・振動対策		44		
	(5) 廃棄物の適正処理		251 一般廃棄物対策	47	
	252 産業廃棄物対策		49		
	253 ごみ不法投棄の防止と環境美化対策		50		
	3 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまちをめざして	(1) 自然環境の保全	311 森林等自然の保全	53	
			312 動植物の保全	54	
			313 農地、田園・里山の保全	57	
		(2) 環境資源の利用	321 適正な土地利用	60	
			322 自然環境と調和する開発	61	
			323 自然とのふれあいの推進	62	
		(3) 都市アメニティ(快適環境)の創造	331 都市環境計画(エコシティ計画)の推進	65	
			332 都市緑化の推進	65	
			333 水辺空間の整備	66	
			334 都市景観の形成	66	
	335 歴史文化遺産の保存	68			
	336 雪との共存	69			
	4 自発的な活動の促進	(1) 環境教育の推進	411 啓発事業の推進	73	
			412 環境教育の推進	75	
			413 環境情報の収集と提供	78	
		(2) 市民の参画と協働	421 市民の取り組みの推進	79	
			422 事業者の取り組みの推進	80	

全41の主要施策は、現在も継続中